

令和5年度3月分

健康・福祉関係

件名	小児慢性特定疾病医療費助成制度の見舞金の支給について
内容	<p>子供に先天性の病気があり小児慢性特定疾病医療費助成制度の認可が降りました。</p> <p>その後の市の制度を調べていましたが、通院費や入院費に対応した見舞金が白井市は対象ではありませんでした。</p> <p>千葉県では白井市と四街道市を除く全ての市町村で実施しているのですが、何故白井市は実施していないのでしょうか？</p> <p>白井市には小児科病棟がある病院がなく遠くの病院に通わざるを得ない状況で、障害のある子供の育児がとても不便かつ白井市が子育てに向いていないと感じます。</p>
回答	<p>白井市での難病見舞金については、昭和61年に、難病療養者の方が利用できるサービスが医療費の公費負担制度以外に無い状況であったことから、市独自の制度として開始しました。</p> <p>その後、対象となる疾患が徐々に拡大される中、平成25年からは「障害者総合支援法」により、難病療養者の方も福祉サービスの利用が可能となり、さらに、平成27年1月からは「難病の患者に対する医療等に関する法律」の施行により、難病にかかる医療費の負担割合が3割から2割に減額となり、支援の充実が図られたことから、市独自の制度として昭和61年に開始した、一律に現金を給付する難病疾患見舞金制度を平成28年9月に廃止いたしました。</p> <p>以上の経緯をふまえ、現在のところ、難病見舞金制度を再度創設する予定はございません。</p> <p>今後とも、本市では障害福祉施策の推進に取り組んでまいりますので、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>(関係課：障害福祉課)</p>